平成２８年（フ）第１２１号
名古屋市港区春田野１丁目904番地の１　フラワーハイツ201号、開始決定時の住所名古屋市中川区豊成町１番４―819号（豊成団地）
破産者　辰本　一生
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８００号
愛知県あま市甚目寺松山25番地
破産者　河本　竜根
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０号
京都市山科区川田山田15番地71　グランパイン101号、破産手続開始決定時の住所京都市山科区椥辻草海道町４番地７　イーグルコート椥辻３アペックス205号
破産者　南田　喬
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１１号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町32番地の３、破産手続開始決定時の住所東京都中央区日本橋人形町３－３－２　㈱24ｔｒｕｓｔ
破産者　髙田　義幸
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県三田市乙原89番地１
破産者　中　勝子
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県筑後市大字上北島986－１　ネクサス北原１号、開始決定時の住所福岡県大川市大字三丸1559番地７、1564番地４
破産者　本吉誠一郎
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
福岡県柳川市大和町栄490番地２
破産者　白谷　孝博
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
佐賀県鹿島市大字高津原4507番地６　嵩下アパートＡ－３号
破産者　平田　英喜
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９７号
鹿児島県鹿児島市上福元町3405番地４
破産者　河野　留美
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５１号
北海道旭川市永山６条11丁目４番13号
破産者　高橋　優太
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０号
北海道旭川市南が丘１丁目２番３号
破産者　畑　弘和
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町47番地の39　道営２－104
破産者　太田　善之
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
秋田県南秋田郡井川町大麦字諏訪前１番地
破産者　工藤　東一
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
秋田県鹿角市花輪字上花輪169番地
破産者　田村　剛之
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１３号
秋田県横手市大雄字根田谷地32番地３
破産者　斉藤　和美
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１３４５号
神奈川県海老名市国分北１丁目６番43号　サンファン海老名201号室
破産者　石塚　政樹（旧姓大貫）
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５２号
横浜市鶴見区矢向４丁目３番６号　203号
破産者　坂内　克
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２８号
横浜市神奈川区菅田町1622番地　市営菅田ハイツ８棟305号
破産者　宮山　一枝
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部